

八峰町巡回バス・八峰町デマンド型乗合 有償運送 年末年始の運休日のご案内

1. 八峰町巡回バス

■運休日

令和6年12月29日(日)、12月31日(火)
令和7年 1月 1日(水)、1月 5日(日)

2. 八峰町デマンド型乗合有償運送

■運休日

令和6年12月28日(土) から 令和7年1月5日(日)

八峰町デマンド型乗合有償運送では、自宅から町内の目的地へ送迎いたします。健康な方も利用できます。車いすの方もそのまま乗車できる車両です。

ご利用の際には予約が必要です

- ・移動範囲：町内
- ・予約受付時間：平日午前8時30分から午後5時
- ・予約先電話番号：090-5000-2372
運転中で電話に出られない場合があります。こちらから折り返しお電話いたします
- ・利用料：1人 400円(片道)
(マイナンバーカード提示で100円割引)

※予約後にキャンセルされる場合は早めにお知らせください。



新婚さんの新生活を応援します！～最大60万円～

町では、令和5年度に引き続き、新婚世帯に対して、住宅の購入や賃貸、引越しにかかる費用を補助します。

最大60万円の補助となりますので、ご活用ください。

【対象世帯】

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ、婚姻日に夫婦とも39歳以下の次の要件をすべて満たす世帯。

- ①対象となる住居が町内にあること
- ②申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ③令和4年1月1日から令和4年12月31日までの夫婦の所得を合算した世帯所得が500万円未満であること。また、夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合でも所得証明書等の所得確認ができるものを提出すること。さらに、貸与型奨学金の返済をしている場合は、年間返済額を控除した額を世帯所得とする。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

【対象費用】 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用のほか、引越しに係る実費。

【補助限度額】 1世帯当たり上限30万円 ※夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円
※その他詳細については下記へお問い合わせください。



■ 問合せ先 企画政策課 ☎ 76-4603

年末年始 の 窓口情報

八峰町役場の年末年始の休日は **12月28日(土) から 1月5日(日)** までとなっています。この期間中、**戸籍・住民票・印鑑証明書等の発行はできません**ので、ご注意ください。(※コンビニエンスストアでの証明書交付サービスについては12月29日(日)～1月3日(金)利用できません) なお、下記の業務については受付しています。

●死亡届・斎場使用許可申請

斎場予約のため、**8:30～16:00の受付**となります。

役場代表番号 0185-76-2111 (コールセンターへ転送) へ電話で事前にご連絡ください。

斎場は1月1日(水)のみお休みとなります。

●婚姻届・出生届など上記以外の届出

庁舎通用口に設置の戸籍届出用ポストへご投函ください。

審査・受理は休日明け開庁時間内となります。

休日前に役場庁舎1階**③番町民サービス係窓口**にて、届出書の事前確認をして、当日庁舎通用口に設置の戸籍用ポストへご投函ください。

* 出生届は受理後、住民登録手続きや福祉保健課での手続きがあります。(休日に届出した場合再度平日に来庁していただくことになります。) 14日の届出期間の内、なるべく開庁時間内に届出してください。

●主な届出の期限と必要な書類

届出種類	持参するもの	提出期限	必要な書類
婚姻届		—	
死亡届		7日以内	死亡届(死亡診断書欄が証明されたもの)
出生届		14日以内	

●休日の連絡先

八峰町役場 ☎ 76-2111
(コールセンターへ接続)

●窓口情報、届出に関するお問い合わせ

防災町民課 町民サービス係 ☎ 76-4614

／ ファガス・峰栄館図書室 ／

12月29日(日)～1月3日(金)まで休館とさせていただきます。

／ 町内各体育施設 ／

12月29日(日)～1月3日(金)まで休館とさせていただきます。

／ としょカーン運行 ／

12月29日(日)～1月3日(金)まで休止とさせていただきます。

／ 町 営 診 療 所 ／

12月28日(土)～1月6日(月)まで休診とさせていただきます。

／ 町営歯科診療所 ／

12月29日(日)～1月6日(月)まで休診とさせていただきます。